独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の背景

- ✓ （独）福祉医療機構は、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対して、経営資金又は長期運転資金（新型コロナウイルス対応支援資金）の貸付け（**コロナ貸付け**）を実施
- ✓ コロナ貸付けは、貸付額が一定の範囲内であれば**優遇措置**（無利子・無担保）あり
- ✓ 国は、機構に対して運営費交付金、財政融資資金及び政府出資金により**財政支援**を実施
- ✓ コロナ貸付けは、**2年度前半に契約時期が集中**し、据置期間の5年が経過した**7年度前半より元利金の返済が本格化**

検査の状況

1. コロナ貸付けは、貸付残高は一般勘定全体の1/3程度となっているのに対して、**貸倒引当金計上額**の**8割以上を占める**状況
2. 福祉貸付（注1）の保証人不要制度（注2）の上乗せ利率（0.05%）として支払われる総額（試算額）は貸付額の0.5%程度。
 一方、7年度末時点で、同制度を利用した貸付けの償却率は**1.48%**（保証人を設定した場合より**0.54ポイント高い**）
 （注1）福祉施設に対する貸付け　（注2）貸付利率に一定の利率を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度
3. 機構は、不審事案の発生等を踏まえ、順次、コロナ貸付け審査の見直しを実施。
 一方、**貸付けの対象とならない**施設等に対する貸付けが**9件判明**（貸付額**2億1300万円**）
4. 機構で営業実態がないことを確認してから1年以上超過している施設に係る貸付債権があり、債権回収に留意が必要な状況。
 また、貸出条件緩和債権について条件緩和の手続を簡素化しており、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況
5. 7年度末時点で「機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額」が「政府出資額」を**上回っている**状況　　等

所見

機構は、厚生労働省と連携し、次の点に留意するなどして、非常時の貸付事業に係る対応を適切に行う必要あり

- ✓ 引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて**適切に貸倒引当金を計上**すること（検査の状況1）
- ✓ 今後の非常時における長期運転資金等の供給を行う融資制度の創設に備えて、制度趣旨を踏まえた上で、
 保証人不要制度における**上乗せ利率の設定の考え方**について引き続き検証すること（検査の状況2）
- ✓ 今後の非常時における融資制度の検討に当たり、コロナ貸付けの経験から得られた**課題と対策を整理**すること（検査の状況3）
- ✓ 債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応等、
 貸付債権の状況等に応じて**適時適切に債権管理**を行うこと（検査の状況4）
- ✓ コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、**国民に対して丁寧に説明**すること（検査の状況5）

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508−537を参照

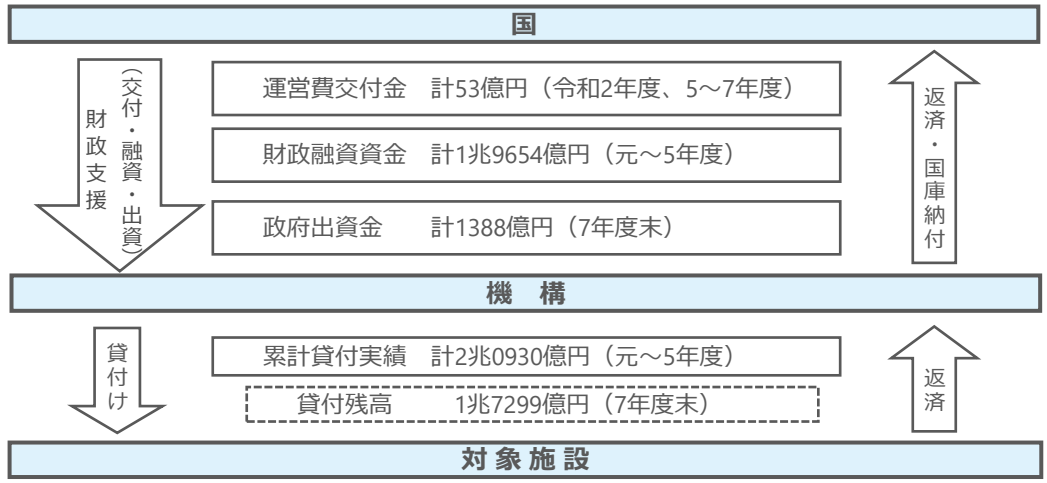
独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

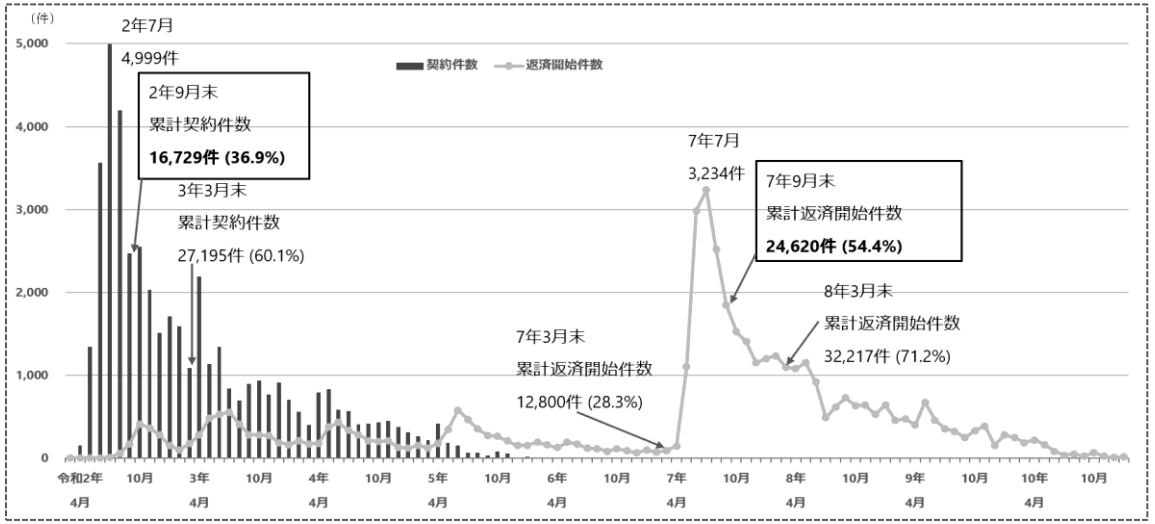
検査の背景　コロナ貸付けの概要（本文pp.508～511）

- （独）福祉医療機構は、令和2年2月以降、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対して、経営資金又は長期運転資金の貸付け（**コロナ貸付け**）を実施。コロナ貸付けには、医療貸付と福祉貸付あり（注）
 （注）医療貸付は病院等施設、福祉貸付は福祉施設に対する貸付け
- コロナ貸付けは、貸付額が一定の範囲内であれば無利子、無担保で貸付けを行うなどの**優遇措置**あり
- 機構は、コロナ貸付けの開始に当たり、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先として、貸付け実行後に事業報告書等（決算書類等）により**債権管理**（モニタリング）を実施するとの考え方に基づき貸付けを実施
- 国は、機構に対して運営費交付金、財政融資資金及び政府出資金により**財政支援**を実施
- コロナ貸付けは、**2年度前半に契約時期が集中**し、据置期間の5年が経過した**7年度前半より元利金の返済が本格化**

<コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れ>



<コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況>



Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508-537を参照

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の状況　コロナ貸付けに係る貸付債権の状況（全体像）（令和7年度末時点）（本文pp.513～523）

①累計貸付実績
45,224件　2兆0930億円

②返済 3488億円
③うち完済
2,923件 1411億円

④貸付残高
41,848件
1兆7299億円

＜元金返済等の状況＞

⑤元金返済中
25,839件
1兆1525億円

⑥据置期間中
11,371件
3919億円

⑪貸倒引当金
1500億円

正常債権　　リスク管理債権

⑩償却　453件　143億円

⑦条件緩和中（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額）
1,568件　821億円

⑧三月以上延滞（3か月以上元利金の支払が延滞）
355件　112億円

⑨破綻等（貸付先の破綻等）
2,715件　918億円

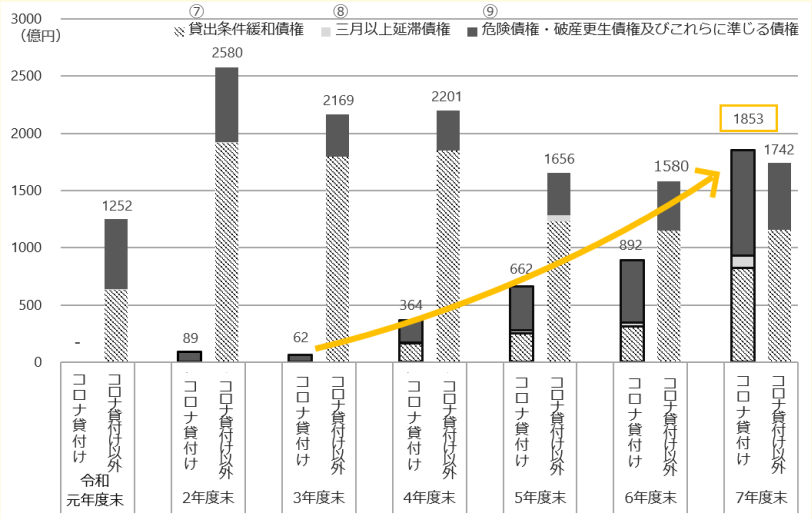
- 7年度前半から元利金の返済が本格化し始める中、前年度末と比較すると、7年度末の貸付債権は
 - ⑥据置期間中が減少
 - ⑤元金返済中が増加
 - **リスク管理債権（⑦～⑨）が増加**
 - ⑩償却が増加

検査の状況１　リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況（本文pp.519～523）

- コロナ貸付けに係るリスク管理債権の額は、4年度末以降**一貫して増加**。7年度末は**1853億円**となり、**コロナ貸付け以外を上回る**状況（右図参照）
- コロナ貸付けに係る破綻先等の増加、コロナ貸付けの特性や実績を踏まえた貸倒引当金の算定方法の変更等を受けて、コロナ貸付けに係る**貸倒引当金が増加**
 ⇒ 貸付残高では一般勘定（注）全体の1/3程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額は一般勘定全体の**8割以上**を占める状況

（注）機構において、コロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している勘定

＜コロナ貸付け／コロナ貸付け以外別のリスク管理債権の額の推移＞



所見　リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加するなどしている状況を踏まえて、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて**適切に貸倒引当金を計上**すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508-537を参照

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の状況２　保証人の設定状況及び保証人不要制度の利用状況（本文pp.523～525）

コロナ貸付けにおける保証人不要制度（注）の上乗せ利率は、通常の貸付けと**同一の利率**
（通常の貸付けに係るリスク管理債権比率を基に算出された貸倒リスクの総額に基づいて算出）

（注）貸付利率に一定の利率（福祉貸付0.05%、医療貸付0.15%）を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度

償却の状況をみたところ･･･

リスク管理債権比率をみると、コロナ貸付けは、通常の貸付けよりもリスクが高く、**福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方**も**通常の貸付けと異なる状況**

- **福祉貸付**において、保証人不要制度の上乗せ利率（0.05%）として支払われる総額（試算額）は、貸付額の0.5%程度であるのに対して、７年度末時点で、
 - 保証人不要制度を利用した貸付けの**償却率は1.48%**（右表参照）
 - 同制度を利用した場合の償却率は保証人を設定した場合より高く、**差は0.54ポイント**

＜コロナ貸付けに係る償却の状況（7年度末）＞

差0.54ポイント

区分		累計貸付実績額(億円)	償却額(億円)	償却率
福祉貸付	保証人を設定	1825	17	0.94%
	保証人不要制度	4178	62	1.48%
医療貸付	保証人を設定	7065	17	0.24%
	保証人不要制度	6841	46	0.68%

所見　今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証すること

検査の状況３　コロナ貸付けにおける審査の状況等（本文pp.525～528）

不審事案への対応等の状況

- 単なる開業資金、異業種の法人がコロナ貸付けを受けることを目的として休業中のクリニック等を買収して申請したことが疑われる申込みなどが散見
 - ⇒ 機構は、**新規に開業した者**からの申請、2年4月以降に**法人代表者が変更**された上で行われた申請について、**審査業務における確認事項**を拡充
- 機構保存資料では、貸付先が**要件を満たしているか確認できない**ものあり

＜事例＞　同時期に多数の申込みがあるなどしたことから、令和3年7月頃に機構が調査したところ、Aが代表者の貸付けが29社の53件（26億9180万円）あり、その後、**目的外流用**が判明
➡ 本院が確認したところ、29社のうち**11社の17件（7億6180万円）**は、2年4月以降にAが代表者となっていたものであった

貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況

- 本来は貸付けの対象とならない施設等に対して、機構は**誤って貸付けていた**ことが判明（**9件　2億1300万円**）

所見　今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

独立行政法人福祉医療機構が貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況（特定）

厚生労働省
独立行政法人福祉医療機構

検査の状況４　コロナ貸付けに係る債権管理の状況（本文pp.528～533）

- 機構の内規によれば、対象施設が休廃止に至った場合等は、貸付金について期限の利益の喪失を通知し、繰上償還を請求
- 機構は、年に一度、全ての貸付先から決算書類等の提出を受け、財務状況を把握。決算書類等の未提出先については、営業実態調査を実施

⇩ 各貸付債権の状況をみたところ･･･

- 機構において**営業実態がないことを確認してから1年以上が経過**している施設に係る貸付債権が一定数あり（所在不明のものも複数あり）
 ⇒ 債権回収に留意が必要な状況
- 条件緩和の手続の簡素化により、複数回の条件緩和を受けている場合でも**経営改善計画書が未作成**の貸付債権173件あり
 ⇒ 収支改善の進捗の確認が難しいと思料されるなど、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況

所見　債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化等が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うこと

検査の状況５　コロナ貸付けに係る機構の財務状況等（本文pp.533～536）

- 機構は、コロナ貸付けを実施するために、国から累計で**1388億円の政府出資金**（貸倒れに伴う額等に対応）を受け入れて、財務基盤を強化
- コロナ貸付けのために出資された政府出資金は、最終的に事業が終了した時点における中期目標計画期間終了後、コロナ貸付けに係る損失を勘案等した上で、不要財産である場合は国庫納付

⇩ 機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額（償却・貸倒引当金等）をみたところ･･･

- コロナ貸付けに係る損失として管理している額は、貸付先の経営状況等の変化に伴って今後増減する（注）が、7年度末では**1716億円**で、**政府出資金**（1388億円）**を上回る**状況
 ⇒ 機構はこうした状況を内部で把握・管理していたが、財務諸表で開示・公表せず（貸倒引当金の状況はウェブサイトで公表）

（注）貸倒引当金の状況は前掲「検査の状況１」参照

機構は、貸付事業等を経理している一般勘定の純資産が1114億円あり、財務上の問題は生じていないとしている

所見　コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、国民に対して丁寧に説明すること

Copyright©2026　Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.508-537を参照